

令和 6 年 8 月 19 日付け契約管財局による契約事務調査における指摘事項への対応

事項	指摘内容	対応
①	契約事務審査会審議事項案件のチェックリスト（契約管財局作成）の運用において、不十分な案件があった。	令和 6 年 10 月の契約事務審査会において、同会審査資料の様式を改定し、チェックリストを添付するよう仕組みを整えた。
②	包括審議に係る規定、フローチャート等の整備状況が不十分である。	「大阪港湾局比較見積実施要領」及び改めて精査した事務フローチャートを令和 6 年 11 月 6 日の契約事務審査会に諮った。また、物品買入等については、予定価格 40 万円以下を比較見積り範囲としていたが、競争性を確保するために原則入札へ変更し、例外的に見積り合わせを行う場合にも、5 者以上から見積もりを徴取するよう改めた。
③	随意契約の包括審議の一部について、過年度の契約状況や運用状況の確認を行っている記録が見受けられない。	令和 6 年 9 月 25 日開催の契約事務審査会から過年度の契約状況やチェックリストを審査会資料に加えることとし、包括審議案件の審議においては、毎年度の検証や検討を行うこととした。
④	令和 5 年度の随意契約理由の公表状況等に係る検証が、契約管財局による契約事務調査の期間内に行われていなかった。	契約管財局が設定した検証期限内の令和 6 年 8 月 8 日に検証を行ったが、令和 7 年度以降は第 1 四半期に実施する。
⑤	標準契約書を使用しない案件審議があった場合、審議が漏れる恐れがある。	審議漏れがないよう局独自に契約約款を審議資料として定めた。
⑥	「大正区鶴町基地上架設備緊急補修工事」について、緊急随意契約の客観性を確保するための根拠資料がないまま審議を終えているため、本工事が真に緊急性を要する事案であったか、対外的な説明に耐えうる検証を行い、報告を行うこと。	指摘のとおり審議する根拠資料が不十分であったため、改めて検証を行い、根拠資料を作成した。随意契約は例外的措置であることを十分認識し、客観性を確保するとともに説明責任も果たせるよう、厳しく審査していくことを令和 6 年 9 月 25 日の契約事務審査会において確認した。